

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年6月11日京都市条例第4号）（都市計画局都市企画部都市総務課）

京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市新景観政策の更なる進化検討委員会を設置する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 7京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会の項を次のように改めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市新景観政策の更なる進化検討委員会	本市の景観政策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第4号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 7 京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会の項を次のように改める。

京都市新景観政策の更なる進化検討委員会	本市の景観政策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
---------------------	---------------------------------------	-------	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市総務課)